

証券取引等監視委員会における外部の労働者からの公益通報者保護規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の施行に伴い、証券取引等監視委員会(以下「監視委員会」という。)において、外部の労働者からの法に基づく公益通報(以下「公益通報」という。)を適切に処理するために監視委員会が取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

第2章 通報窓口

(通報の受付窓口)

第2条 市場分析審査課に、通報の受付及び相談窓口(以下「通報・相談窓口」という。)を置く。

2 通報・相談窓口の所在地等が通報者に明らかになるように、ウェブサイトにより周知する。

(秘密保持及び個人情報保護)

第3条 通報・相談窓口の担当者(以下「窓口担当者」という。)は、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しなければならない。

2 窓口担当者は、通報を受け付ける際には、通報者の秘密は保持されること及び個人情報保護は保護されることを通報者に対して説明する。

第3章 通報の受付

(通報の方法)

第4条 通報の受付方法は、原則として郵便、電子メール又はファクシミリとする。

2 通報には、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由を含めるよう求めることとする。

(通報の確認)

第5条 窓口担当者は、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実等について、

通報者に対し、必要な確認を行うこととする。

- 2 窓口担当者は、前項に基づく確認の結果、対象となる事実について他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、通報者に対し、権限を有する行政機関を遅滞なく教示しなければならない。
- 3 窓口担当者は、必要に応じて、通報対象事実に関して金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）に基づき調査等の事務をつかさどる課（以下「調査担当課」という。）と協議を行うこととする。

#### 第4章 通報の受理等

（公益通報としての受理）

第6条 通報・相談窓口において受け付けた通報のうち、法に定める次の要件を満たすものについて、公益通報として受理する。

- 一 通報者が法第2条第1項に規定する労働者であること
- 二 当該通報が不正の目的に基づくものでないこと
- 三 法第2条第1項各号に規定する労務提供先又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について、法第2条第3項に規定する通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報であること
- 四 上記三であると信ずるに足りる相当の理由があること
- 五 通報対象事実について、法又は法別表第八号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）において定められた法律のうち、監視委員会が処分又は勧告等をする権限を有すること

（通報の取扱いの決定）

第7条 市場分析審査課長は、第5条第1項の確認の結果に基づき、前条各号の要件に照らして、法に基づく公益通報として受理するか否かを決定する。

- 2 前項の決定は、窓口担当者が通報を受け付けた後1か月を目処に行うよう努めるものとし、通報の内容について更に確認を要するなどの事情がある場合には、この決定を延期することができる。

（通報の取扱いの通知）

第8条 窓口担当者は、前条の決定を受け、公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を、通報者に対して遅滞なく書面にて通知しなければならない。

- 2 窓口担当者は、公益通報として受理しない場合において、通報者からの同意が得られない場合を除き、情報提供として受理する旨を通報者に通知する。
- 3 窓口担当者は、公益通報として受理したときは、速やかに当該通報を調査担当課に送

付する。また、公益通報として受理しないことを決定した通報のうち、前項の規定に基づき情報提供として受理した通報については、市場分析審査課情報処理部門へ送付する。

## 第5章 調査及び措置

### (調査等の実施)

第9条 調査担当課は、公益通報の送付を受けた場合には関係部署と連携し、必要な調査等を行う。

- 2 調査担当課は、調査等の実施に当たっては、公益通報を行った者（以下「公益通報者」という。）の秘密を守るとともに、個人情報を保護するため、公益通報者が特定されないよう十分に留意し、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。
- 3 調査担当課は、調査等を行った結果、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになった場合は、窓口担当者とその旨を通知する。

### (受理後の教示)

第10条 窓口担当者は、前条第3項の通知を受けた場合においては、公益通報者に対して、権限を有する行政機関を遅滞なく教示しなければならない。この場合において、法執行上問題がない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を公益通報者に提供する。

### (調査等の結果に基づく措置)

第11条 調査担当課及び関係部署は、調査等の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下「法令に基づく措置等」という。）を行う。

### (調査等の結果の窓口担当者への通知)

第12条 調査担当課及び関係部署は、調査等の結果及び法令に基づく措置等の内容を、窓口担当者に対し遅滞なく通知する。

## 第6章 通報者等の保護

### (通報者等の保護)

第13条 正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員がいる場合には、適切な措置がとられるものとする。

## 第7章 雑則

### (公益通報関連文書の管理)

第14条 公益通報の処理に係る記録及び関係資料については、金融庁行政文書管理規則（平成23年金融庁訓令第4号）及び金融庁個人情報管理規則（平成17年金融庁訓令第12号）等に基づき、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切な方法で管理しなければならない。

### (協力義務)

第15条 調査担当課及び関係部署は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、相互に連絡し協力する。また、他の行政機関その他公の機関から、公益通報に関する調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

### (秘密保持及び個人情報保護の徹底、利益相反の排除)

第16条 通報又は相談の処理に関与した者は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならず、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成22年7月13日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。